

様式第67号(第7条の2、第21条関係)

告示第217号

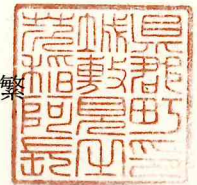
公示送達書

次の送達する書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない（外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる）ので、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

R8年8月25日

阿見町長 千葉 繁



氏名	送達する書類名	備考
野口 修一	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 1通	
大谷 祥恩	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 1通	
宮本 尊俊	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 1通	
沼上 賢弘	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 1通	
山本 和江	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 1通	
野村 克典	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 1通	
菅原 拓也	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 1通	
草野 祥平	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 1通	
松本 大	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 1通	
LE THI MY HANH	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 1通	
鳥谷部 和哉	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 1通	
合同会社 岡野自動車 車鈑金塗装	令和8年度軽自動車税 全期 督促状 4通	

備考 この掲示を開始した日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。